

熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成26年	4月	1日	市長決裁
改正	平成27年	3月17日		中央区まちづくり推進課長決裁
改正	平成29年	3月22日		中央区長決裁
改正	平成30年	5月16日		市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる、持続可能な自主自立のまちづくりを推進するため、地域コミュニティづくり支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、中央区において地域課題解決に取り組む事業を実施できる団体とし、別表第1に定めるもののほか、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの
 - イ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等
 - ウ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会（以下審査会という）に諮り、特別の定めをすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、熊本市中央区地域住民が行う自主自立のまちづくりを推進することに寄与するもので、補助金交付終了後も引き続き活動の継続が見込まれる事業であって、別表第1に掲げるものとする。ただし、当該事業が他の補助金等（校区自治協議会運営補助金の課題対応費上限10万円を除く。）を受けている若しくは受ける予定の場合は除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の総額は、予算に定める額の範囲内とし、補助金の上限額等は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、審査会に諮り特別の定めをすることができる。

2 補助の対象となる期間は、第6条の規定による決定の日から当該決定をした年度の末日までとする。

(補助金交付申請)

第5条 事業の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書（様式第1号）を事業実施前に別途定める期日までに市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体及び町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内

自治会以外の団体については、団体概要書（様式第5号）役員名簿（様式第6号）及び構成員名簿（様式第7号）。ただし、構成員名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに替えることができる。

- (1) 規約、定款その他これらに類する書類
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(審査及び交付決定)

第6条 市長は、交付申請のあった事業について審査し、補助対象事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

- 2 市長は、審査会の結果に基づき、事業の採択又は不採択について決定し、採択の場合は熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書（様式第8号）、不採択の場合は熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知を行う。
(事業変更の申請等)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書（様式第11号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業終了後、速やかに熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書（様式第12号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 補助金の交付の確定については、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書（様式第15号）により、通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知し、既に交付されたものについては、返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとし、申請者は補助金交付請求書（様式第16号）に補助金交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする申請者は、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金概算交

付通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（事業報告等）

第11条 市長は、申請者に対し、事業の進捗状況等に関するヒアリングや事業報告会の開催を求めることができる。

（調査及び是正措置）

第12条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、申請者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金返還通知書（様式第19号）により、補助金交付の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 補助事業の実施を中止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条の補助対象団体の要件を満たさなくなったとき。

（補足）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

別表第1（第3条・第4条関係）

種類	採択条件等
地域魅力アップモデル事業	<p>1 採択条件</p> <p>地域の理解のもとに行う次のいずれかに該当する事業であって、中央区において先進的、模範的な特性を有すること。また、地域魅力アップモデル事業の初年度補助決定から3か年度が経過していること。</p> <p>(1) 地域活動の負担軽減が図られる事業</p> <p>(2) 生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業</p> <p>(3) お互い様で支えあう地域づくりを進める事業</p> <p>(4) 上記掲げるもののほか、公益的な事業で市長が認める事業</p>
	<p>2 補助期間</p> <p>初年度及び継続（2か年度を限度とする）の最長3か年度とする。</p>
	<p>3 対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体</p> <p>(2) 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会</p> <p>(3) 組織の運営に関する会則等があり構成員が5人以上の団体</p>
	<p>4 補助率</p> <p>1年目 年間補助対象事業費の3分の2</p> <p>2年目 年間補助対象事業費の2分の1</p> <p>3年目 年間補助対象事業費の3分の1</p>
	<p>5 補助上限額</p> <p>各年度 100万円</p>
地域課題対応事業	<p>1 採択条件</p> <p>次のいずれかに該当する事業であって、当該年度の地域魅力アップモデル事業及び前年度の地域課題対応事業の交付団体でないこと。</p> <p>(1) 住民の身近な課題を解決する事業</p> <p>(2) 地域における従来の取組を発展させる事業</p>
	<p>2 補助期間</p> <p>1か年度</p>
	<p>3 対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体</p> <p>(2) 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会</p>
	<p>4 補助率</p> <p>年間補助対象事業費の2分の1</p>
	<p>5 補助上限額</p> <p>20万円</p>